

論点1 緑のまちづくり基金の名称の漢字表記の「緑」をひらがな表記の「みどり」に改める件について

「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が施行されたこと及び「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」においても、ひらがな表記の「みどり」としていることから、緑のまちづくり基金の名称の表記もひらがな表記に改めたい。

現行
茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例

→

案
茅ヶ崎市みどりのまちづくり基金条例

参考 みどりの定義について

●茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例（第2条第1項）

この条例において、みどりとは、樹林地、草地、水辺地、岩石地、農地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

みどり（茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例）

単独又は隣接している土地が一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

樹林地

草地

水辺地

岩石地

農地

【参考】茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略における「みどり」

本計画では「みどり」を樹林や農地、水辺、海岸、公園、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境とします。

論点2 基金の設置目的について

現行条例では、緑地の取得及び維持管理のために基金を充てることができると規定されていたので、基金の設置目的が「緑地を市民共有の財産として保全するため」としても問題はなかった。今般の改正によって、調査及び研究に基金を使うことができるとした場合、基金の設置目的と用途とを合致させておく必要がある。

(目的及び設置)

第1条 この条例は、本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。

案の例示(現時点における市の試案)

A 本市のみどりの保全、再生及び創出を推進するため

【考え方】みどりの保全等に関する条例第1条を引用し、みどり行政に関する施策全般を捉えた規定です。

(目的)

第1条 この条例は、みどりの保全、再生及び創出に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、みどりの保全地区の指定その他みどりの保全、再生及び創出のために必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

B 本市のみどりに関する施策を推進するため

【考え方】市のみどり行政の全般に基金を活用する可能性もあり得ることから、目的を幅広く捉えた規定です。

C 本市の良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため

【考え方】AやBに比べて、目的を緑地の保全に限定した規定です。

論点3 第5条の各号列記の追加について

自然環境評価調査の実施のために基金を充てることができるようにするために、各号列記に号を追加する。ただし、条文に具体的な事業名を記載することは馴染まないため、文言を検討する必要がある。

(処分)

第5条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。
- (2) 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。
- (3) 〇〇〇〇〇に充てるとき。※ここに号を加える。

案の例示（現時点における市の試案）

- A 緑地の適正な保全を図るために必要な調査費に充てるとき
- B 自然的環境を適切に保全し、または再生するための基礎資料を得るための調査費に充てるとき
- C みどりの保全、再生及び創出を推進する施策を実施するための調査及び研究の費用に充てるとき

【考え方】

どの案も自然環境評価調査に充てることを想定しています。

自然環境評価調査は概ね5年に一度実施することを予定しています。調査の実施だけでなく、結果に基づいた考察が、今後のみどり行政を推進する上での重要な基礎資料となることから、調査及び研究に充てることも考慮したいと考えています。

また、自然環境評価調査以外にも、生物相調査を個別に行うことも考えられることから、具体的な事業の名称を条例の規定に書き込まず、ある程度、幅を持たせた規定としたいと考えます。

論点4 緑地の解釈について

緑のまちづくり基金の運用する上で、「緑地」の定義を規定する必要がある。

- ・この条例において、独自に「緑地」の定義を示す必要があるかどうか。
- ・都市緑地法に定義されている「緑地」を準用すると、「良好な自然環境を形成している」が重複するので整理が必要。

(処分)

第5条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。
- (2) 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。

案の例示（現時点における市の試案）

A 緑地（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条に規定する緑地。以下、同じ。）の取得費に充てるとき。

【考え方】

都市緑地法の緑地の定義（次頁参照）と同義と捉えます。緑地を幅広く捉えるので、自然的環境が残されている土地はほとんど基金を活用して購入できることとなります。

B 緑地（樹林地、草地若しくはこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。）の取得費に充てるとき。

【考え方】

立木や草本類が多く残された一団の土地、いわゆる樹林地などの緑地の取得に充てることを想定します。既に整備された土地などを購入することを想定しません。

A案、B案とも公共空地として利活用できる土地であることが前提となります。

緑地の定義について（都市緑地法及び都市緑地法運用指針より）

●第3条第1項

緑地とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

緑地

単独又は隣接している土地が一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

樹林地

大部分について樹木が生育している一団の土地（竹林含む）

草地

大部分が草で覆われている土地、ゴルフ場のような人工草地も含む

水辺地

池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域

岩石地

大部分が岩石で覆われている土地又は岩石が風化して角礫を含んだ状態の土地
具体的には、海浜の岩礁地、溶岩台地など

これらに類する土地

屋敷林、庭園、街道の並木、梅林、茶畑、果樹園等

花畑、市民農園のような野菜畑、採草牧草地等

湿地帯、蓮田等

砂丘地等

農地

具体的には、

- ・ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地
- ・ 生産緑地地区に定められた農地
- ・ 市民農園、良好な都市環境の形成に係る農地

論点5 緑地の維持管理について

緑のまちづくり基金を緑地の維持管理に充てる場合、同基金を活用して取得した緑地に限定するか、検討する必要がある。

- ・ 現行の条文では、市が取得した緑地の維持管理費充てることとなっている。
- ・ 特別緑地保全地区や市民緑地など、民間が所有する土地であっても、市が管理を行う緑地があり、今後、それらの土地を維持管理するために、一時的に多額の費用が発生する場合があります。
- ・ 特別緑地保全地区や市民緑地を整備する際に、柵や散策路の整備に多額の費用が発生する場合があります。
- ・ 森林の整備については、森林環境譲与税を充てることが可能。

(処分)

第5条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てる時。
- (2) 取得した緑地の維持管理費に充てる時。

案の例示（現時点における市の試案）

A 市民に供する緑地の維持管理費に充てる時

【考え方】

現状の緑地や公園の植栽や維持管理に充てることも可能という解釈になりますが、基金の残高が潤沢でない中で、通常の維持管理費は、一般会計予算で賄うという前提であるため、特別な維持管理費が対象となりますが、解釈に幅が生じます。

B 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区及び同法第55条に規定する市民緑地の整備費及び維持管理費に充てる時

【考え方】

法的に制度化された緑地のみにも充てることのできるとした規定です。用途を明確にすることができます。